

支えあいで安心の高齢期を 介護保険ってどんな保険？

Part ①



皆さんは、自分の老後について考えたことがありますか。多くの人が、元気で楽しく過ごしたいと思っているのではないのでしょうか？

しかし、ちょっとした転倒や病気などが原因で、介護が必要になる人も多くいます。自分や家族に介護が必要になってしまったら、家族だけで介護を行うことは、体力的・経済的に大変なことです。

そんな時、介護を受ける人や、介護する人の手助けをするしくみが『介護保険』です。

Q1 どんな人が介護保険のサービスを受けられるの？

65歳以上の人で、介護が必要であると認定を受けた人。または40～64歳の人で、特定疾病(※)により介護が必要であると認定を受けた人。

(※16種類の病気が指定されています。詳しくは、お問合せください。)

Q2 どうすれば介護保険のサービスを受けられるの？

まず主治医を決め、役場で「要介護認定」の申請を行います。その後、認定調査を受け、主治医の意見書とあわせて審査を行い介護度が決まります。そして介護計画にそったサービスを受けることとなります。

Q3 どんなサービスが受けられるの？

在宅でのサービス
自宅を訪問してもらう…

訪問介護、訪問入浴介護など

施設に通う：デイサービス、通所リハビリテーションなど

短期間施設に泊まる…シヨートステイなど

施設に入所するサービス

介護老人福祉施設：日常生活の介護や健康管理を受けます。

介護老人保健施設：医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けます。

介護療養型医療施設：介護体制の整った医療施設(病院)で医療や看護などを受けます。

生活環境を整えるサービス

住宅を改修する。福祉用具を借りる・買うなど。

Q4 サービスを受けるにはお金がかかるの？

原則として、1割の自己負担でサービスを利用できます。ただし、介護度ごとに利用できる限度額が決められており、限度額を超え

てサービスを利用したときは超えた分が全額自己負担となります。

Q5 元気な高齢者はサービスを受けられないの？

社会福祉協議会では、全ての高齢者を対象に元気で過ごすための事業を提供しています。介護予防や健康維持のための事業、各種相談などを行っています。

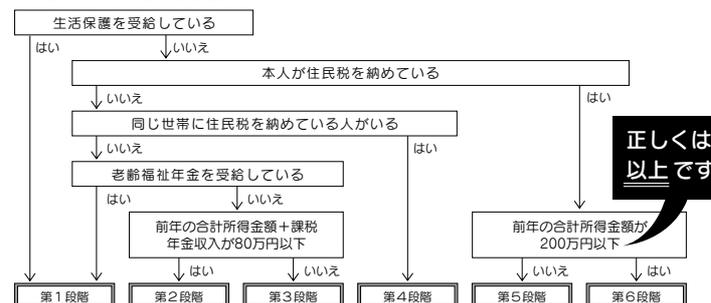


これから、数回にわたって介護保険制度について広報で掲載しますのでご覧ください。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎ 54・3111(内線153)

2. あなたの介護保険料段階(保険料額)をご確認ください



「介護保険料のお知らせ」の訂正とお詫び
介護保険料を特別徴収(年金天引き)で納めていただいている人に、7月下旬に送付した資料の中に誤りがありました。訂正お詫びいたします。訂正箇所：介護保険料のお知らせ1ページのフローチャート(左表参照)